

令和6年度 周南市男女共同参画審議会議事録

1 開催日時 令和6年9月25日（水）9時30分～11時00分

2 開催場所 周南市役所 多目的室

3 出席委員

委員（15名） ※4名欠席	牛島会長、中村副会長、中川委員、石川委員、田中委員、 船井委員、米田委員、宮本委員、江田委員、丸山委員、 富永委員、中本委員、福原委員、毎田委員、松下委員
事務局	環境生活部長、人権推進課3名

4 開 会

5 環境生活部長あいさつ

6 議事

(1)令和5年度周南市男女共同参画の進捗状況及び施策の実施状況について(報告書)

○会長 （1）令和5年度周南市男女共同参画の進捗状況及び施策の実施状況について事務局より説明をお願いします。

○事務局 「令和5年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、ご説明いたします。ピンクの冊子の報告書をご覧ください。

前回の審議会におきまして、14ページまでの内容につきましてお示しさせていただきました。15ページ以降は、計画に基づく具体的な施策と実施状況を示したものでございます。

個々の事業の実施状況については、記載のとおりで、説明は割愛させていただきますが、それぞれの事業の状況も踏まえまして、次の議題であります「第3次周南市男女共同参画

基本計画」(素案)に反映させているところです。

説明は以上でございます。

○会長 意見・ご質問等ある方はいらっしゃいませんか。——(質問なし)

(2)第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～(素案)について

○会長 それでは次に、(2)第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～(素案)について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、「第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン周南～(素案)」についてご説明いたします。

第1回目の審議会では、「骨子案」により、ご審議いただきました。

前回お示ししました「骨子案」は、お配りしております「第2次周南市男女共同参画基本計画(すまいるプラン周南)～後期～」(案)の第1章からの第3章、ページで申しますと、1ページから29ページまでですが、24、25ページにアンケートの結果等を踏まえた主な課題をまとめさせていただいています。

今回は、主に30ページ以降の第4章「施策の方向と具体的事業」、第5章「計画の推進」等を加え、第3次計画の素案としてお示しし、ご審議していただくものです。

第4章としまして、計画の具体的な施策の方向と具体的事業につきまして、全庁的に前期計画での取組の検証及び見直しを図り、箇条書きで掲げております。

また、併せて目標指標及び目標指数を掲げております。

それでは、第4章について前期計画からの主な変更点について重点項目ごとにご説明します。

重点項目1では、34ページの一番下の目標指標ですが、市職員の課長級以上の女性職員の割合の目標を10%から15%に変更しています。

重点項目2では、38ページの目標指標に保育所等待機児童数ゼロ、児童クラブ待機児童数ゼロを掲げています。

重点項目3では、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることか

ら、40ページの一番下の項目に(カ)に「市民の学び直しに資する周南公立大学によるリカレント・リスキリング講座の受講を支援」することを挙げています。

重点項目4では、43ページの目標指標の自治会長に占める女性の割合を前期計画の13%から18%に引き上げています。

重点項目5は、大きく変更した点はありません。

重点項目6では、50ページの①(カ)に、毎年度実施し、学習機会を提供していただいております、周南公立大学による男女共同参画社会の実現を目的とした啓発事業について新たに挙げています。

重点項目7では、52ページの目標指標の男女共同参画推進員の活動回数を前期計画の13回から18回に引き上げています。

重点項目8では、56ページから57ページにかけて、こども・子育て総合支援拠点からこども家庭センターに組織を変更したことや、女性相談支援員の所管が人権推進課に移ったことによる文章の整理を行っています。

重点項目9は、59ページ、60ページで、困難女性支援基本計画の一部として新たに加えた項目となりますが、①困難を抱える女性への支援の充実として、ひとり親家庭等へ支援、②専門性のある相談体制の整備としては、女性相談支援員の配置をはじめとした各窓口での相談支援や、関係者により構成される支援調整会議の設置を挙げています。また、目標指標に支援調整会議の設置を掲げています。

重点項目10では、62ページの目標指標に、「市民の平均寿命と健康寿命の差」「妊婦等包括相談支援事業実施率」を新たに加えています。

重点項目11では、64ページの①(ソ)に、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とした偏見や差別の解消を目指し、性の多様性に関する理解を深めるための啓発や教育を推進」することを新たに加えています。また、65ページの目標指標を、前期計画の「認知症サポーター養成講者数」から「認知症の人を理解し、協力している市民の割合」に変更し、15%を目標に掲げています。

以上が主な変更点ですが、委員の皆様方におかれましては、素案について、活発なご意見をいただければと存じます。

それらを踏まえたうえで、今後、計画原案を作成、次回の審議会でお示しする予定です。

今後の予定といたしましては、12月頃にパブリックコメントを実施し、計画原案を作成し、来年1月9日に第3回目の審議会を開催し、原案を踏まえて、審議会として市

長へ答申をいただいた後、第3次計画の策定というスケジュールを予定しております。
説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。事務局より重点項目の説明をしていただきました。重点項目は1から11まで多くの内容を盛り込んでおりますので、全体を通して、もしくは各重点項目についてご意見やご質問等ありましたらご発言をお願いできればと思います。

○委員 待機児童はゼロとなっています。待機児童は数値上ゼロかもしれませんが、例えば市街地で働いている方は、市街地の施設が満員で、鹿野の施設なら空いているので、鹿野の施設に連れて行っていると何人かの方から聞きました。数値に現れていることと現実とは違っています。これについてはいかがでしょうか。

○会長 ご意見ありがとうございます。待機児童の中でも、一般には隠れ待機児童といわれるお話です。一応、待機児童には定義等がありまして、その部分について事務局より補足で説明をお願いします。

○事務局 私どもとして理解しておりますのは、待機児童とは、保育所に入りたいのにまったく空きがない状況、これを待機児童と捉えておりまして、希望する保育所に必ず入れるかというところを踏まえたゼロではないと認識しております。

○会長 今の委員のお話は、生活の流れのなかで、望んでいない場所の保育所に行っているというお話をお聞きになられた、ということでした。周南市全体で子育てしやすいように進めていくべきとは思っているところではあります。この部分につきましては今の事務局からの説明でよろしいでしょうか。

○委員 もう少し見直してほしいなとは思いますが。そういう声を複数人から聞いています。一人から聞いたのならいいのですが。

○会長 ご意見ありがとうございます。他にご意見ありましたら是非お願いします。

○委員 重点項目２の中の②で、多様な生き方に対応する子育て・介護等への支援と挙げられています。施策がアからサまでたくさんありますが、こちらを拝見すると、主に小学生以下の子育て、それから介護に関する部分に対する施策というふうに拝見しました。私も中学生のこどもがおりますので、この後２年後を目途に部活動が地域移行していくに際して、こども達が移動を余儀なくされます。今、部活動ができている場所から、別の場所に移動して活動しなくてはいけなくなるのではないかと危惧を持っています。校長先生いかがでしょうか。

○委員 今のままだとそうなります。

○委員 ですね。そうすると、働く親にとっては、こどもに部活動をさせづらい環境になってしまうということを危惧しております。この後の、今の小学生のみなさんが中学校に上がった時に、今はできている活動が今ほどできなくなる状況は、もう目に見えるようです。やはり働いているお母さまは多いです。自分を含めてですけど。その親に夕方こどもを送迎しろというのは無理です。そういった視点がまったく抜け落ちているのではないかとということを機会があれば申し上げたいと思っていました。その部分へのフォローを少しご検討いただくような項目を追加していただけないかなと思っています。

○会長 ご意見ありがとうございます。今、周南市が推進している部活動の地域移行についてですね。そういう形になった場合、こどもが参加するための環境整備が求められているという内容になります。一応施策での位置づけとのバランスがあるかと思いますけれども、このことについて事務局から可能な範囲でコメントがあればお願いします。

○事務局 前回の審議会でも部活動の地域移行の話は少し出たと思いますが、こちらにつきましては過渡期ということでございまして、まちづくり総合計画や、それぞれの計画に反映されるものがありましたら、こちらのほうの計画にも落とし込みやすいのですが、男女共同参画基本計画の方を先に位置づけるというのは難しいところです。今のご意見も伺った上で、所管課の方とも、そういった手立て等は考えられているものがあるのか、この計画の中で位置づけられているものがあるかということは確認して検討して行きたいと考えております。

○**会長** 所管課と話をしていくという形でお願いできればと思います。

○**委員** 私は社会教育委員をしておりまして、今、部活動の地域移行の議論はすごく盛んに行われています。今そういうお話が出たということを、今度会議がありました時に提案しておきます。

○**会長** ありがとうございます。重点項目の内容につきまして他にご意見いかがでしょうか。

○**委員** 59ページの様々な困難を抱える女性を支援するということで、私は今まさに様々な介護をするなどの困難な状況にあります。具体的な施策として、ひとり親家庭への支援ということがあります。ひとり親も大変かもしれませんが、配偶者がそういう障害を負うなどで介護が必要になることがあります。そうすると、ひとり親よりも大変なリスクを抱えてしまうという家庭もあるのです。なので、いつも疑問に思っていて、母子家庭には援助とかがありますけれども、そういうひとり親ではないけれども大きなリスクを抱えている家庭もあるということで、今後そちらへの支援の充実をお願いできればと思っています。

○**会長** ご意見ありがとうございます。重点項目9の女性支援のところでご意見頂きました。さまざまな女性支援は、ひとり親やそれ以外の状況の方へも、というご意見であったかと思います。今お話しされた部分は介護ということで、どちらかという重点項目2の方とかで対応して行くということになりますかね。重点項目9に関しては、社会の大きな流れというか、女性支援というものが、法律が出来てキーになっていますので、この項目が明確に立てられたというところかと思います。介護の部分も含めて今の話で事務局から何か補足があればお願いいたします。

○**事務局** こちらの方につきましては困難女性支援法が施行されたということに伴い重点項目に入れるということになったのですが、この法律ができた背景としては生活困窮や、性暴力・性犯罪それから家庭内暴力等があります。複雑化・多様化・複合化・コロナ禍による課題の顕在化が背景としてございまして、その辺のところもございまして、特徴

的なひとり親への支援というところを今回の計画の中で位置づけるということです。女性の支援ということで言いますと、本当に幅が広く、どこまで計画の中に位置づけたらよいのかというところでもありますけれども、今回の計画に掲げたところにつきましては、少し限定的でございますが、特徴的なひとり親への支援や福祉というところにフォーカスを当てたもので今回の計画の中に盛り込んでおります。今言われたような視点の施策も必要だと思っておりますので、今後計画の中にどのように盛り込んでいくのかを考えていかないといけないと思っております。

○会長 貴重なご意見ありがとうございます。せっかくの機会ですので皆様ご意見やご感想いかがでしょうか。

○委員 重点項目1の市の各種審議会等の女性の割合で、3つの項目がありますが、2つ目の女性委員のいる審議会等の割合が100%にならないのはなぜでしょうか。例えば建設とかそういう現場になるとなかなか女性の経験者がいないからという話を前に言われていたような気がします。やはり95.0%ではなく100%が理想だと思います。率の割合はともかくとして、建設現場などですと、女性がこれから現場に入っていくなかで、更衣室が無かったり、トイレだったり、そういった配慮というのは女性の視点でないとわからない部分がありますので、そういった部分で100%に近づいた方が健全じゃないかと思いました。

それと、市の課長級以上の女性職員の割合のところ、ここが約倍以上になっていきます。これに対して一応具体的な施策が書いてありますが、役職というのは女性でもやりたいけどなれない人、もちろんなりたくない人も一定数いらっしゃると思います。それで、特にやりたくてもなれない人は、役職に就くと責任が重くなるので、子育てがあつて就けないということもあると思いますので、もう少し具体的にこういったこともやりますというのがもしあれば教えてほしいと思います。

それともう1つ。重点項目11の63ページからです。さきほど64ページで性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由としたというのを入れ込みましたという話がありました。ここで聞いてみたいのですが、この審議会は男女共同参画審議会ですが、今回ジェンダー・アイデンティティを入れると、男女だけではない部分もあるかなり広いテーマになってしまいます。そもそもこの男女共同参画審議会の位置づけの問題になりますが、将来的に例えば外国人がこの地方に入ってくるとなってくると、この会議自

体も男女じゃなくてもっと大きな括りでやろうという話になることもあるように思います。そうなった時にかなりテーマが広くなりすぎると思います。なので、将来的にジェンダー・アイデンティティも審議会の中で全部議論して行くということになるのかをお聞きしたいと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。今、重点項目1の内容と重点項目11の内容についてご意見がありました。重点項目1は審議会における女性の割合や役職についてご意見いただきました。また重点項目11では男女ということはどう捉えるかという部分にも触れていただいたようなところでは、この内容について事務局の方でご意見よろしいでしょうか。

○事務局 ただいま3点ご質問がございましたけど、まず1点目につきましては男女審議会の女性の割合、女性のいる審議会ということで95%となっています。これは審議会によっては2人しかいないものもあり、その審議会の性質上どうしても男性ばかりになっているものがございます。そういったところも踏まえると、なかなか100%というのは現実的に難しいところがございます。令和5年度の現状として87.9%というところでございますので、95%という目標とさせていただきたいと考えております。

続いて課長級以上の女性職員の割合につきましては、女性活躍推進法に基づく計画として、既に周南市の方で15%を目標に掲げさせていただいておりまして、それに合わせております。現状では7.8%でございまして、これをクリアするのは難しいかなというところはございますけれども、近年は職員の採用を見ても女性の方が多いというような状況になっておりますし、15%へ近づける対応というのも必要になってくると思っております。

最後のジェンダー・アイデンティティを理由とした差別をなくすというところにつきましては、男女共同参画基本計画ということではございますけれども、これは全市民が対象となる計画であると私達は思っております。計画の骨子の中でも書いたところです。「誰もが」というところですが、「男女が」というところを「誰もが」という表現に変えたりして調整を図っております。全国的にも各自治体の方はこういったジェンダー・アイデンティティにつきまして計画の中に位置付けておりますし、性別にとらわれずというところはやはり掲げておりますので、そういった意味でもこういった事項を掲げることは問題ないと私どもとしては考えてございます。

○委員 ありがとうございます。前回から思っていたのですが、アンケートを採る時に高齢者の方に偏っているのではないかという話をしたときに、ジェンダー・アイデンティティのことを考えると、審議会委員は仕事などの時間の関係で年齢層が偏っている気がします。この会議に20代の方が来てもいいと思います。ただどうしても社会と繋がっているということや、年齢を召された人の方が経験に基づいた意見が言えるというのは非常に大事なことだとは思っています。しかし、今周南市内でも若い学生にこういった教育をしている中で、それを受けた人の意見、感じたこと、どれだけ意識が変わっているかということのをその場で聞くことが大事ではないかと思っています。

あと、なかなか難しいとは思いますが、ジェンダーの話になると、本当はジェンダーの当事者や、それに関わった人をこの会議に入れてもいいと思います。ただ都市部ではそういうコミュニティがあるのですが、この辺りではそういったコミュニティもありません。そこは難しいですが、「誰でも」というものを入れるのであれば、審議会自体も本当は色んな世代がいてもいいのではないかと思います。

○会長 貴重なご意見ありがとうございます。今、委員からご意見いただいた内容は、既存の枠組みを超えて今後の男女共同参画のあり方などもお話しただけたものだと思います。事務局の方から説明しましたとおり、名前は男女共同参画となって、男女というふうに付いておりますけど、計画の内容的には「誰もが」というところをかなり強く位置づけようとしているところです。そこが実態と審議会がともに連動していくような形が望ましいということは委員のお話の通り私も感じたところです。男女共同参画の中でも当事者の方をどう位置づけていくのかというのは非常に重要だと思っています。なかなか当事者の方が社会的に見るとまだ声を上げづらいというようなことも多く言われておりますので、そういう日頃の支援というのが充実してくると当事者の方が発信しやすいような世の中にもなるのかなと思っています。

あと追加でありました若者の方の意見というのも行政手続きに必要な反映だというふうに個人的には思っております。別の行政の計画等では地域にある大学の学生側も実際に委員になっている審議会が出てきました。そういうのも企業をはじめ、地域の若者も参加できるような形に推進して行くことが望ましいと思っております。こどもに関する法律等も整備されてきておりますので、若者という部分にも焦点を当てて計画への反映等も進めていく必要があると改めて感じたところです。他にご意見よろしくお願いま

す。

○委員 重点項目 1 1 の 6 5 ページですが、認知症サポーターの数を目標指標として、認知症の人を理解し、協力している市民の割合という指標の目標値を変更されたということですが、37 ページの(キ)の認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座への参加を呼びかけ体制強化を図りますと書いてありますので、その辺の整合性は問題無いかというのが一つです。

あと重点項目 2 の児童クラブの待機児童数ですが、やはり夏休みは希望者がかなり多いそうです。おそらくどこでもこのような状況ではないと思いますし、周南市の方では分からないのですが、他市の友人から聞くと、奥さんが働きたくても、働いていないと児童クラブに入れないので、働きたいから入りたいのだけど、働いてないからダメですと言われるそうです。なので仕事も探せませんということがあるそうで、それも含めるともっと多いのではないかなと思っております。こういう社会ですので、男女共同参画という観点からでもですし、女性が働くということもあると思うので、もう少しその辺も調整できたらなと思っているというのが 1 つです。

それと、職員が夏休みに二、三十人のこどもを 2 人で見ているそうです。資格を持っている職員と、もうひとりの方は何の資格も持ってなくて、しかし、こどもを育てた経験があればいいので、そういった方と 2 人で二、三十人ものお子さんを見ています。そうやってこどもを見ている時に、もしも不審者が入ってきたとか、火災とか地震とか津波とかあった時に不安だということを言っておりました。そういったこともあって職員の方を募集しても集まらないということも言っています。なんらかの方法でその辺を手当てしていかないと、いつか大きな事件事故が起きるのではないかと考えております。そういったことを担当課にもお伝えいただけたらと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。大きく 2 点もしくは 3 点お話がありました。1 点目が整合性というところで重点項目 2 と 1 1 で取り上げられる認知症の人の理解のところでは、重点項目 1 1 で目標指数をあげられていて、重点項目 2 で認知症サポーター養成講座の内容が出ているところの整合性で大丈夫でしょうかという意見が 1 点。あと重点項目 2 のところで児童クラブの待機児童数というところで、大きく 2 つ挙げられていて、かつ児童クラブの体制についてのご意見を頂いたところです。整理すると 3 点のお話が出たと理解しております。先に事務局の方から説明ありますでしょうか。

○事務局 先ほどの認知症サポーター養成の関係で、認知症の人を理解して協力している市民の割合ということですが、今回私どもが目標に掲げるようにしておりますが、これは認知症サポーター養成講座を受講された方と認知症サポーターステップアップ講座を受けられた方の人数を人口で割ったものですので、そこについては整合性が取れていると思っております。

それから児童クラブの方ですが、特に長期休業中につきましては需要が多いということで、大変人材の確保に苦慮しているということを担当課から聞いております。これにつきましてはそういったご意見があったということを担当課の方にも伝えます。

○会長 私から補足ですが、児童クラブに関しては職員配置基準などが定められていますが、今のお話ですと、保育士の有資格者ともう1人の方は資格をお持ちではないとのことで、その中で安心安全を確保して行かないといけないということでした。本当に児童クラブではそのような状況です。情報提供として、保育士という資格はかなり時間がかかる難しい資格でありますので、取得を簡単に進めるということも難しいかと思いますが、今、子育て分野では「子育て支援員研修」というものを各都道府県で行っていて、山口も行っていますが、無料で受講できます。かなりしっかりした運営になっております。今年度は募集が終わっていると思います。児童クラブをはじめ、いろんな子育て支援に関わろうとしている方が受けられる研修を国や県は準備しておりますので、お時間あればそういうものも利用して、こどもの理解だとか安全や支援について学ぶことができることを情報提供としてお伝えしました。ただ今のご意見ですと、職員体制などが主だと思いますので、本質的な解消にはなっていないかもしれませんが、参考にと考えています。ご意見ありがとうございます。よかったです他にもご意見いかがでしょうか。

○委員 65ページの認知症の人を理解し、協力している市民の割合ということで、2つの講座の受講を終了した人数で割るということですが、実際の介護現場などで働いている人は、認知症の何らかの受講を終了している人で、そういう人も市民の中にはおります。しかし、そういった数は市の方で掌握できないと思うのでパーセントが低いのではないかという気がしています。そういった数の把握は無理ですよ。

○会長 ご意見ありがとうございます。認知症サポーター養成講座等の人数等から把握し

ているということですが、他にもそうやって理解をされている方は一定数いるのではないかという意見になります。この数値を市の方でも把握ができないかというところですが、今後そういう数を把握できるように検討していくというのは必要かなと思っています。

○事務局 おっしゃいますように、認知症を理解して協力しているという方は講座を受けられている方以外でも様々な方がいらっしゃるということを理解しております。私どもとしては計画に数字を掲げることになりますと、やはりどうしてもなんらかの実績に伴った数字というものが必要になります。ステップアップ講座というのが見守りサポーターを対象に、認知症の人と家族のやりたいことや、して欲しいことを知って、地域の中で実践させていただくという講座になっております。地域の中でそういったことを還元するということで意味があるというふうに思っております。認知症サポーターとこちらの方も、ステップアップ講座へ積極的に行っていただいて、理解していただくという流れを作っていければいいというふうに思っております。こちらの方がまちづくり総合計画にこういった目標と同じような形で掲げるようにしております、そこに合わせているというところもございまして、この項目を挙げさせていただいております、分かりにくいようであれば括弧して「認知症サポーター養成講座とステップアップ講座の受講者数の割合」と加えた方が良いかと思っています。そこを検討させていただきたいと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。括弧書き又は注釈をつけるといいと思いますので、総合計画とのバランスを見ながらわかりやすく説明がつくといいというふうに思ったところです。多くの意見をいただいているところでもありますけども他に何かありますか。

○委員 私は認知症サポーター養成講座を徳山市がまだやってない時に、県の認知症サポーター養成の研修会に行きました。市がやりだしてまた行きました。民生委員を18年間しております。その間、地域の方や福祉員さんとか民生委員さんとか、それ以外の方もたくさん認知症サポーター養成講座を受けていらっしゃいます。講座を受けた方の人数はいつを起点に出されているのかを教えてください。

○事務局 平成19年からの実績ということになっております。

○会長 はい、ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

○委員 重点項目3の41ページの目標数値の件ですが、上から2つ目の、女性の市内就業者数(雇用保険の被保険者数)の現状維持というところですが、この現状維持の設定は、今雇用保険は週20時間以上働く方に対して掛けられるものですが、令和10年にその枠が拡大して週10時間になります。それを織り込んだ現状維持でしょうか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○会長 ご質問ありがとうございます。重点項目3の41ページのところの内容になります。計画の目標指数というところの内容の2つ目にあたるところです。女性の市内就業者数というところで、雇用保険の加入の時間等や社会保険の対象拡大というところで、令和5年の現状と令和11年の目標値のところの部分についてのご質問ということで承ったところです。事務局の方からご説明よろしいでしょうか。

○事務局 今お示ししている雇用保険の被保険者数というところは、制度改正で時間数と対象者が広がるということもございます。ただこの女性の就業者数自体、つまり全体の人口がどんどん減っていくということもございます。一応そこも踏まえての現状維持というところで掲げさせていただいているところでございます。

○会長 ご意見ありがとうございます。ご質問でなくてご意見というところでも結構ですけど何かあればお願いいたします。

○委員 最初の頃に待機児童ゼロのお話が出ましたが、私も母子保健推進員をやっていますが、赤ちゃんが産まれると、当時はブックスタートと言って絵本を一冊持って参りました。ご出産おめでとうございますという意味です。その時にお母さんにいつまで家庭にいられますかと聞くと、「1年間育児休暇をもらっています」というふうに言われて、「じゃあ1年間家庭保育できますね」と言って帰るのですが、それからしばらくして訪問するともういらっしゃらないのです。こどもさんも赤ちゃんもいらっしゃいます。「どうしたのですか、1年のお休みなのではないですか」って言ったら、「行かせたい保育所が空いたので入れました」という方がとても多いのです。ここを逃したら今度いつ入れ

るかわからないと言われます。そういう現実がある中で、保育所等を市街地にも全部持つてくればいいということではないと思います。その辺のバランスとかは考えていただかないと、せっかく育児休暇という制度があっても、お母さんがそれを取れないって言われてしまいます。せっかく親子が一緒にいれる時間も短くなってしまうという現実があります。周南市は、こどもまんなか宣言を掲げていますが、行かせたい保育所等が近くにない、職場の近くにないというのは、こどもをあまり産まない理由の1つになりうると私たち母子保健推進員は考えている人が多いと思います。だからそのことも人権推進課の管轄ではないとは思いますが、市全体として考えることとして、早急に職場の近く、職場へ行く先のところに保育所を増やすのは大事なことだと思います。

現実には私は周南市の西部地区に暮らしていますが、熊毛の方にこどもさんを連れて行き始めたというご家庭がありました。両親とも働いてらっしゃって、行くたびに「困っています。なんかいいところありませんか。」とご相談を受けるのですが、空いているところがゼロであれば絶対入れないので、私もツテを使って空いているところ知りませんかと聞くのですが、ゼロの時はもうどうしようもないですね。夜市の方ですが、夜市から熊毛ですよ。考えられないですよ。そういう現実があるということをぜひご理解いただきたいと思います。

それから43ページの自治会長に占める女性の割合が18%となっていますが、私が地域でいろんな活動している中で、確かに自治会長さんの名前はご主人の名前ですけど、実際に仕事をしているのは奥様です。これはどうするかという話です。名前が男性であれば、いくら女性が仕事をしていてもこれに入らないのかと思います。とりあえず自治会長さんの所に主人の名前を書いてくださいというその考えが元々変なのかもしれないですけど。この数字も現実とあまりにもかけ離れているなと思いました。

○会長 ご意見ありがとうございます。母子保健推進員さんが日頃から地域の子育て支援のためにいろんな活動をされているっていうのは非常に周南市にとって大きなことだと思っております。ただ母推さんだからこそ、いろんな家庭の悩みやご意見をダイレクトに受けていただいているというところは共有して行くといいのかなと思っています。

また、ご意見にあります重点項目4の43ページの自治会長に占める女性の割合ということで、地縁組織に分類される自治会になりますが、今のようなお話が非常に大きく出ているというふうに思っております。少しずつこういう地縁組織に関しても男女共同参画の意識が広がっていくことが望ましいと感じているところです。この点について

何か補足で事務局からあればお願いします。

○事務局 保育園の整備につきましては、公立の保育所等につきましては入所希望の多いエリアで重点的に再編整備を行っております。こういう取り組みで待機児童を減らすという方向性であると担当課から伺っているところでございます。今のご意見につきましても担当課に伝えていきたいと考えております。

それから自治会長の女性の割合については確かにご指摘のところが実態としてもあると思っておりますが、自治会というのは、1つのコミュニティ組織ということで、男女共同参画を進める上でも女性が参画していただきたいところです。全国的に見ても現状として、名前は男性だが女性がやっているという所があると分かってはいますが、女性の割合としては、周南市は多い状況になっています。さらに高い割合ということで目標値を担当課とも相談して、その目標値に設定しているところでございます。これに向けて女性も自治会の方に参加していただける体制づくりに取り組んで行ければと思っております。

○会長 よろしいでしょうか。ご意見ありがとうございます。

○委員 女性の市内就業者数が現状維持となっておりますが、在宅で子育てしながら仕事をしている女性なども多くいらっしゃいますが、今はフリーターでも雇用保険に入ることができるようになってきています。就業者数が減っている、就業したくてもできないと先ほどから保育園の問題も出てきておりますが、フリーターの方々にも雇用保険に入っただけで、生活の安定につながると思います。在宅での仕事や、請負でお仕事をしている女性に、正社員にはなれないけれどもせめて雇用保険には加入していきましょと推進していけば、女性の市内就業者数も増えていくのではないかと感じました。その辺もすぐには無理かもしれませんが、今後の推進の1つにさせていただけたらと思います。

○委員 補足ですが、週20時間あればフリーターの方でも雇用保険に入れます。今後は週10時間になりますので、1日5時間で2日働けばよいということになります。知らない方が多いので周知が必要です。

○会長 ご意見ありがとうございます。まずは周知ということが非常に重要だと思ってお

ります。そういうところも所管課の方で進めていくことによって、女性も安心して生活ができるような環境につながるのではないかという意見だと思っております。ありがとうございます。

○委員 認知症サポーターの人数のことや養成講座のことで話があったのですが、1 人の方が何回も受講していらっしゃるという話を結構聞きます。なので、それがきちんとした数字なのかどうかということに私は疑問があります。

もう1つは、私は消防団に入っていますが、今、女性消防団の人数を増やすということで、すごく会議をしています。若い女性が大会に出場するなど、本当に活躍したいって思っている女性もおられます。その反面、仕事を持っていて、消防団に入るように誘っても、なかなか返事をもらえないなど色々苦戦しているところではあります。それが1つと、私、消防団に入ってから、昨年防災士の資格をとりました。県庁の方で受講したのですが、「今年はすごく女性が増えましたね」という話をされていました。女性の活躍と書いてありますけれども、すごく大事だと思っておりますが、こういう資格が取れるということも私は全然知りませんでした。去年たまたま案内をいただいて受講してみたいなと思って、興味本位で受講させていただいたのですけれども、私にとってはすごく勉強になったし、しっくりきたので、こういうことを皆さんにも広めて行けたら、もう少し防災分野のことについて詳しく書けるのではないかと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。今のお話は重点項目11の内容になります。64ページ、65ページのところになります。1点目が認知症サポーター養成講座等の複数回の受講の場合のカウントについてと、防災分野における女性の男女共同参画というところになります。カウントの方法については事務局より確認をとりたいというふうに思いますが、過度でなければ認知症サポーター養成講座というのも繰り返し受講して、意識を高めるということ自体は大事だと思っております。その部分で言うとカウントの整合は取れないと思いますので、複数というところでよろしいですか。

○事務局 認知症サポーターのカウントの仕方を私どもも承知しておりません。重複しているかもしれませんので担当課に確認したいと思います。

○会長 日本の防災福祉の方でも、命を守るだけでなく、女性がより良く生活するため

の認識が高まってきたところだと思います。委員も防災士の資格を取られたとのことで、女性が被災された時により良い暮らしを送るためにも、今のご意見はかなり重要だと感じました。補足があれば事務局の方からお願いできればと思います。

○事務局 貴重なご意見、ありがとうございます。私どもとしても防災分野や消防団の方にも入っていただいたということでありがたいと思っております。消防士につきましても徐々に女性の方が増えてきております。令和6年度の周南市消防吏員に占める女性消防吏員の割合は2.48%です。防災士につきましても、市の防災担当に新たに今回女性の職員が配置されました。男女共同参画というと防災の中での役割は大変重要と思っております。その点を進めていく必要性はあると思っております。

○会長 ありがとうございます。説明にもあった通り、今女性の職員の方が周南市でも配属になりました。これからこの計画等に基づいて推進されていくと捉えております。ご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員 43ページの自治会長に占める女性の割合とありますが、女性が会長になるような地域への啓蒙活動は市で取り組んでいらっしゃるのでしょうか。地域ではまだ年配者の方が多くて、男女共同参画ということを理解していらっしゃらない方は多いと思っております。そういう地域への取り組みはどういうことをされているのかお尋ねしたいです。

○会長 地域の自治会に対するアプローチ、説明というところですね。地縁組織ですので確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。何か情報があればお願いします。

○事務局 地域の中で男女共同参画を広げていくというのは非常に重要だと私どもも考えております。男女共同参画推進員の方々が各地域にいらっしゃいまして、そちらの方がハートフル人権セミナー等に協力してくださっています。男女共同参画については、手作りの紙芝居等による研修を毎年行っていると考えています。また、昨年度から公立大学に委託している男女共同参画の授業につきましても、いままでは公立大学内で定期開催していたところですが、昨年からは地域に出向いて連続講話をされていて、昨年度が遠石地区で、今年度が檜浜地区で実施して、地域の中で男女共同参画を広げていこうという取り組みをしているところでございます。自治会に関しましては、2年前ぐらいから

自治会ハンドブックの中に男女共同参画の視点を入れた説明書きを載せてもらうようにするなど、少しずつ皆さんに認識していただけるような取り組みを行っているところです。

○会長 説明ありがとうございます。草の根的に広げていくというところになります。ありがとうございます。ご意見よろしいでしょうか。それでは他にご意見ご質問がないようですので以上で本日の議事を終了したいと思います。皆様からいただいたご意見・内容を計画に反映しながら、また、担当する課とも調整しながら進めていきたいと思っています。議長の役を終えまして、進行の方を事務局にお返ししたいと思います。皆様、活発なご意見ありがとうございました。

(3)その他

○事務局より連絡事項伝達

○事務局 会長ありがとうございました。それでは次第3、その他として事務局から連絡事項がございます。

○事務局 先ほどもお話ししましたが今後の審議会の予定でございますが、次回の開催につきましては1月9日木曜日の午後2時から予定しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。基本計画の策定につきましては、本日の審議会の意見等を踏まえた素案について12月頃にパブリックコメントを実施して、次回の市議会でパブリックコメントに対する回答を含めて計画案を協議していただいたのちに、会長から市長へ答申して頂くという予定にさせていただいておりますので、またお力添えのほどをぜひよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは以上で本日の審議会を閉会します。議員の皆様お忙しい中、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。